

岩手県育成林業経営体の登録・公表実施要領

制 定 令和元年7月16日 森整第185号
一部改正 令和6年12月5日 森整第574号
一部改正 令和8年5月15日 森整第170号

(目的)

第1 この要領は、林業経営体の育成について（平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知。以下「長官通知」という。）第3第2項の規定により、本県において林業経営の集積・集約化の受け皿となり効率的かつ安定的な林業経営を行う林業経営体への育成及び確保を図る経営体を「岩手県育成林業経営体」として登録・公表するにあたり、長官通知による規定のほか、必要となる事項を定めることにより、岩手県育成林業経営体の適正な選定に資することを目的とする。

(林業経営体の定義)

第2 本要領の登録の対象となる林業経営体とは、自己又は他人の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により又は他者へ請け負わせることにより造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている経営体であり、森林組合・会社・個人経営等の組織形態は問わないものとする。

(林業経営体の登録)

第3 県内に主たる事務所を持つ林業経営体で、別に定める登録基準に適合する場合には、岩手県育成林業経営体名簿（以下「林業経営体名簿」という。）の登録を受けることができるものとする。

2 岩手県意欲と能力のある林業経営体の登録・公表実施要領第7により登録された林業経営体は岩手県育成林業経営体として登録されたものとみなす。

(登録の申請)

第4 第3の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次の各号に掲げる項目を記載した様式第1号により知事に申請するものとする。

- (1) 基本情報（主たる事務所の所在地、商号又は名称、代表者氏名等）
- (2) 組織に関する情報（職員数等）
- (3) 雇用管理体制に関する情報（雇用管理者の選任、雇用に関する文書交付、社会・労働保険等への加入状況等）
- (4) 技術者・技能者数に関する情報
- (5) 資本装備に関する情報（林業機械の保有状況）
- (6) 事業量等に関する情報（素材生産、造林等）
- (7) 事業区域に関する情報
- (8) 生産量の増加又は生産性の向上に関する情報
- (9) 経営管理の対象となる森林面積の増加に関する情報
- (10) 施業集約化の取組に関する情報
- (11) 生産管理又は流通合理化等に関する情報
- (12) 造林・保育の省力化・低コスト化に関する情報
- (13) 主伐後の再生林の確保に関する情報
- (14) 素材生産や造林・保育の実施体制の確保に関する情報
- (15) 伐採・造林に関する行動規範の策定等に関する情報
- (16) 雇用管理の改善及び労働安全対策に関する情報

(17) コンプライアンスの確保に関する情報

(18) その他知事が定める情報

2 前項の申請書には、別表に掲げる書類を添付するものとする。ただし、登録申請者が林業労働力の確保の促進に関する法律（平成6年法律第45号）第5条の認定を受けた事業主（以下「労確法に基づく認定事業主」という。）である場合には、当該登録の情報と同一の項目で、内容の変更がないものに係る書類の提出を省略することができるものとする。

3 知事は、必要に応じ登録申請者に対して情報提供を求めることができる。

（登録の実施）

第5 知事は、第4による申請があった場合において、当該申請の内容が登録基準に適合すると認められるときは、次に掲げる事項を様式第2号の林業経営体名簿に登録するとともに、様式第3号の1又は第3号の2により登録申請者に通知するものとする。

(1) 第4第1項(1)から(17)までに掲げる事項

(2) 登録番号及び登録年月日

(3) 登録情報の変更年月日

2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、第4第1項(1)に掲げる登録経営体に関する情報を関係市町村長に通知するものとする。

（登録の有効期間）

第6 第5第1項の登録有効期間は、登録の日から起算して満5年を経過する日の属する月の末日とする。ただし、林業経営体名簿に登録された林業経営体（以下「登録経営体」という。）が、労確法に基づく認定事業主である場合は、改善計画と同期間とする。

2 登録経営体は、更新を受けることができるものとする。更新は第3から第5の手続きによる。

（基本情報の変更）

第7 登録経営体は、第4第1項(1)に掲げる事項に変更があったときは、様式第4号に第4第2項で規定する書類のうち、変更の内容に係る書類を添付し、知事に申請するものとする。

2 知事は、前項の規定による申請があった場合には、第5の規定を準用し、変更事項を林業経営体名簿に登録するものとする。ただし、第4第1項(7)に掲げる事項以外を変更した場合は、関係市町村長への通知は省略できる。

（登録内容の変更）

第8 登録経営体は、第4第1項(2)から(18)までに掲げる事項に変更があったときは、様式第1号に変更理由書及び第4第2項で規定する書類のうち変更の内容に係る書類を添付し、知事に申請を行うことができる。

2 前項の規定による登録については、第5の規定を準用する。ただし、第4第1項(1)に掲げる事項のうち、主たる事務所の所在地を別の市町村に変更する内容以外を変更した場合は、関係市町村長への通知は省略できる。

（登録者情報の公表）

第9 知事は、第4第1項(1)に掲げる登録経営体に関する情報を、岩手県ホームページ上で公表するものとする。

（実施状況報告）

第10 登録経営体は、林業経営体名簿に登録された目標に基づく毎会計年度の実施状況について、様式第5号により、事業実施の翌年から目標年までの間、毎会計年度の終了後、3カ月を超えない日までに知事に報告するものとする。ただし、労確法に基づく認定事業主にあつては、

「改善措置実施状況報告書」をもって当該報告に代えることができる。

(登録の取消)

第 11 知事は、登録経営体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

- (1) 登録経営体が個人の場合にあつてはその死亡、法人の場合にあつてはその消滅、解散等が確認された場合
- (2) 登録経営体から様式第 6 号により登録取消の申出があつた場合
- (3) 登録又は変更の申請の内容に虚偽の記載が確認された場合
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当することとなつたとき。
- (5) その他知事が必要と認める場合

2 知事は、前項の規定による登録の取消をしたときは、遅滞なく、その旨を様式第 7 号により登録経営体に通知するものとする。ただし、前項(1)の個人の場合にあつてその死亡が確認された場合を除く。

附 則

この要領は、令和元年 7 月 16 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 12 月 5 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 8 年 5 月 15 日から施行する。
- 2 改正前のこの要領に基づき登録された林業経営体については、次の更新時まで、なお従前の例による。

別表（第4第2項関係）

添付書類一覧

書類名称	個人	法人	認定 事業主
登記事項証明書（発行後1年以内の写しまたは原本）	-	◎	-
住民票（発行後1年以内の写しまたは原本）	◎	-	-
効率的かつ安定的な経営管理に係る添付書類			
共同販売・共同出荷に関する協定書等の写し	○	○	○
森林経営プランナー認定証の写し	○	○	○
主伐後の再造林の確保に関して連携する林業経営体との協定書等の写し	○	○	○
事業実績が確認できる書類 （補助事業又は請負事業で、元請・下請として、完成・引き渡し完了した過去5年の事業実績の中から、代表的なもの1件の契約書等の写し）	◎	◎	◎
伐採・造林に関する行動規範やガイドライン等の写し	◎	◎	◎
社会・労働保険への加入状況が確認できる書類	◎	◎	-
労働安全衛生法に基づく特別教育の実施状況が確認できる書類（修了証の写し等）	◎	◎	◎
労働災害の再発防止策が定められた書類の写し	△ ¹	△ ¹	△ ¹
森林所有者や請負事業者と取引条件を明示した契約書等の写し	◎	◎	◎
雇用に関して交付している文書の様式	○	○	○
就業規則の写し	○	○	○
経理的な基礎に係る添付書類			
納税証明書（国・県・市町村）（発行後1年以内の写し又は原本）	-	◎	-
貸借対照表及び損益計算書の写し（直近3年分）	-	◎	-
青色申告決算書等の写し（直近3年分）	◎	-	-
その他知事が必要と認める書類	△ ²	△ ²	△ ²

※ ◎印及び○印の書類を提出してください。

ただし、○印のうち該当がないものについては提出不要です。

※ △¹印の書類は、過去3年以内における休業4日以上労働災害（死亡災害を含む）発生が有る場合に提出してください。

※ △²印の書類は、上記提出書類以外に法要件に適合するか否かを判断するため、登録申請者毎に別途関係書類の提出を求める場合があります。